

市区町村民税特別徴収税額通知書・納税通知書での所得割額の確認

【市区町村民税特別徴収税額通知書】

会社勤務のかた等、住民税が天引きのかたは6月頃勤務先より配布されます。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	給与所得	その他の所得	主たる給与以外の合算所得区分	所得区分	所得金額	課税標準	税率	税額	税額控除額	所得割額	均等割額	特別徴収税額	控除不足額	既得金額	既納付額	変更前税額	増減額	変更月
所得																			

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住所	整理番号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6、川口市条例第46条)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市税に對して更正請求をすることができ、この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の更正請求に係る徴収の決定を受けた日の翌日から起算して6月以内に前を被告として府庁の裁判官の代表官となります。確定することになります。

なお、地方の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する徴収を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても徴収がないとき、②地方の執行又は手続の執行により生ずる害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他徴収をしないことにつき正当な理由があるとき、徴収をしないも地方の取消しの訴えを提起することができます。

川口市長

納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
7月分	10月分	1月分	4月分	
8月分	11月分	2月分	5月分	

問合せ先 川口市役所 市民税課 直通 (048)259-7634・7635・7636

ここからゆくりはがしてください。(ご本人様以外、はがさないでください。)

【市区町村民税納税通知書】

自営業のかた等住民税をご自身で納付されるかたは、6月頃市区町村より配布されます。

年度 市民税・県民税税額決定・納税通知書

通知書番号

宛 名 番 号

あなたの税額を下記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の規定によって通知します。

埼玉県 川口市長

次の金融機関口座から普通徴収分を振替させていただきます。

給与特別徴収税額	公的年金特別徴収税額(詳細は次頁)	普通徴収税額	年税額
円	円	円	円

○普通徴収の方法によって納める額及び納期限

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
税額	円	円	円	円
充当額	円	円	円	円
納付額	円	円	円	円
納期限				

左記の「納付額」をそれぞれ納期限までに納めてください。なお、口座振替の登録がされているかたは、納期限の日口座振替いたします。

○所得・控除の明細書

控除区分	特別障害	普通障害	特別寡婦	一般寡婦	寡夫	勤労学生
本人該当区分						

扶養親族該当区分	配偶者	一般扶養	特定扶養	年少扶養	老人扶養	特別障害	普通障害
控除区分							

所得	控除
営業等・農業	雑損控除・医療費控除
不動産	社会保険料・小規模企業共済
利子	生命保険料
配当	地震保険料
(給与収入)	本人障害
給与所得	扶養障害
(公的年金等収入)	寡婦(夫)・勤労学生
雑・譲渡一時	扶養控除
計	配偶者控除
分離長期	配偶者特別控除
分離短期	基礎控除
山林・株式・先物	控除計
繰越損失	

○公的年金からの特別徴収の方法によって納める額及び徴収月

徴収月	特別徴収税額
円	円

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が上記の額を特別徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

○公的年金から特別徴収する額の決定方法

・今年度から新たに特別徴収されるかた

徴収方法	普通徴収(本人納付)	年金特別徴収(本徴収)
納期・徴収月	第1期	第2期
特別徴収税額	年金分の税額の4分の1	年金分の税額の4分の1

・前年度2月に特別徴収されているかた

徴収方法	年金特別徴収(仮徴収)	年金特別徴収(本徴収)
徴収月	4月	6月
特別徴収税額	前年度年金分の税額の6分の1 ※	前年度年金分の税額の6分の1 ※

※平成28年10月からの改正点です。この改正は、仮徴収税額の算定方法の見直しを行うものであり、税負担が増減するものではありません。また、前年度中に税額変更があった場合、その時期より今年度分の仮徴収税額の変更が間に合わない場合があります。

○課税明細書

①所得計	②所得控除計	総所得(①-②)
円	円	円

分離長期	分離短期	山林・株式・先物
円	円	円

課税標準額	市民税	県民税
総所得	円	円
分離長期	円	円
分離短期	円	円
山林・株式・先物	円	円
税額控除前所得割	円	円
調整控除	円	円
住宅借入金等特別税額控除	円	円
寄附金税額控除額	円	円
税額控除	円	円
配当割株式譲渡所得割額控除額	円	円
所得割	円	円
均等割	円	円
合計	円	円

年税額(A)
円
給与特別徴収税額(B)
円
公的年金特別徴収税額(C)
円
普通徴収税額(A)-(B)-(C)
円
所得割から控除しきれなくなった配当割額・株式等譲渡所得割額控除額
円

【留意事項】

住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除によって減税されている場合、控除前の金額により決定します。